

全日本不動産政治連盟

神奈川県本部規程細則

(目的)

第1条 この細則は、全日本不動産政治連盟（以下「本会」という。）地方本部規程第38条の規定に基づき、その地方本部事務所である神奈川県本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、会則第7条及び地方本部規程第31条の規定に基づき、別に定める入会金及び会費を当本部に納入しなければならない。

2 会員は、会費の納入通知を受け取ったときは、指定の期日までに納入しなければならない。

(地方本部代議員)

第3条 当本部に、地方本部代議員を置く。

2 当本部代議員の定数は、当本部に所属する正会員40名に1名の割合により各ブロックに割り当てる。40名に満たない端数の取扱いを含む地方本部代議員の選出については、当本部幹事会において別に定める。

(地方本部役員の定数)

第4条 当本部役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 幹事 25名以上37名以内

(2) 監査役 2名又は3名

2 幹事の中から次の各号の役職者を置く。

(1) 本部長 1名

(2) 副本部長 2名

(3) 幹事長 1名

(4) 副幹事長 1名

(5) 会計責任者 1名

(6) 会計責任者職務代行者 1名

(ブロック)

第5条 当本部には、当本部幹事会の決議により、ブロックを置くことができる。

2 ブロックの組織及び運営に関し必要な事項は、本会の幹事会が定めるもののほか、当本部幹事会の決議により、別に定める。

(規則等)

第6条 本会の幹事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の幹事会の決議に抵触しない範囲において当本部幹事会において別に定める。

(細則の変更)

第7条 この細則を変更しようとするときは、当本部大会の決議を経て、本会の幹事会の承認を得なければならない。ただし、本会の幹事会の決議により変更されたときは、この限りではない。

2 前項の当本部年次大会の決議は、当本部に所属する当本部代議員の議決権の過半数を有する当本部代議員が出席し、出席した当該当本部代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

附 則

平成30年5月25日	当本部大会承認
平成30年6月5日	本会幹事会承認、同日施行
令和6年6月27日	本会幹事会承認
令和7年5月23日	当本部大会承認
令和7年6月25日	本会幹事会承認 同日施行